

IAS19（1998年改訂）「従業員給付」（1）

98年1月の国際会計基準委員会（IASC）理事会で、国際会計基準（IAS）19号の改訂となる「従業員給付（Employee Benefits）」が、最終決定された。そこで、この基準における給付建て制度の会計処理を中心に、連載で解説することにしたい。今回は、IAS19(改訂)の概要と、退職給付債務・費用の評価方法となる予測単位積増方式について説明する。

公開草案 E54（96年10月公表）の議論を経て、ようやく「従業員給付」に関する会計基準が決まった。ただし、証券監督者国際機構（IOSCO）によるIASの承認は、現在、未完成である。「金融商品」を含む、損益計算書、貸借対照表の多くの項目に関わるコア・スタンダードが完成（98年末を予定）した後となる。

IAS19（改訂）は、1999年1月1日以降に始まる会計年度から、「企業の従業員給付に関する会計処理」に適用するもので、従業員給付制度自体（例えば、厚生年金基金という公法人自体）の会計処理を取り扱うものではない。

この基準では、雇用関係終了後の給付（Post-employment Benefits）につき、掛金建て制度と給付建て制度の2つに分類している。掛金建て制度では、企業の債務は、基金に拠出するように決められた掛金額に限定される。一方、給付建て制度では、企業の債務は、決められた給付を従業員に支給することであり、年金数理上リスク・投資リスクを、企業が負うことになる。

わが国の退職一時金、適格退職年金、厚生年金基金（代行部分も含む）については、給付建て制度の会計処理を適用することになる。ただし、多事業主制度である総合型の厚生年金基金で、十分な情報を入手できない時は、掛金建て制度であるかのように会計処理する。そこで、以下、企業の給付建て制度に関する会計処理について、解説していきたい。

表1 IAS19（改訂）の給付建て制度に関する会計処理の主な内容

- ・退職給付債務・費用の評価方法として、「予測単位積増方式」を使用
- ・割引率は、優良社債の決算日における市場利回りを参考に決定
- ・制度資産は公正価値で評価
- ・年金数理損益は、10%回廊幅（制度資産と退職給付債務の大きい方の10%）の超過額を、従業員の予想平均残存勤続期間で均等償却（より速く償却することも可）
- ・過去勤務費用は、対象となる給付の受給権が確定するまでの平均期間で均等償却
- ・当該基準採用時に新たに生じる負債額は、経過措置として、(a)即時償却、(b)基準採用時から5年以内の期間で均等償却、のどちらかを選択
- ・貸借対照表で認識すべき（経過措置終了後の）負債額は、「退職給付債務±未認識年金数理損益－未認識過去勤務費用－制度資産」

退職給付債務・費用の評価方法となる「予測単位積増方式」とは、退職後に得られる予想退職給付額を勤続期間に一定の方法で対応させて、その1単位の予想退職給付額の現価相当額を、各勤続期間に費用（現在勤務費用、Current Service Cost；年金財政で言う標準掛金のこと）として割り当てる方法である。したがって、従業員の年齢が高くなるにつれて、通常、費用は大きくなる。

予測単位積増方式と、企業年金の財政方式として一般的な加入年齢方式とは、「給付を各期間に割り当て、その現価を費用とする（図1）」か、それとも「給付現価（＝総コスト）を将来の期間にわたって、給与の一定率になるように平準的に割り当て、費用とする（図2）」かが異なる点である。

図1 予測単位積増方式による、各従業員の退職給付コスト（現在勤務費用）の推移

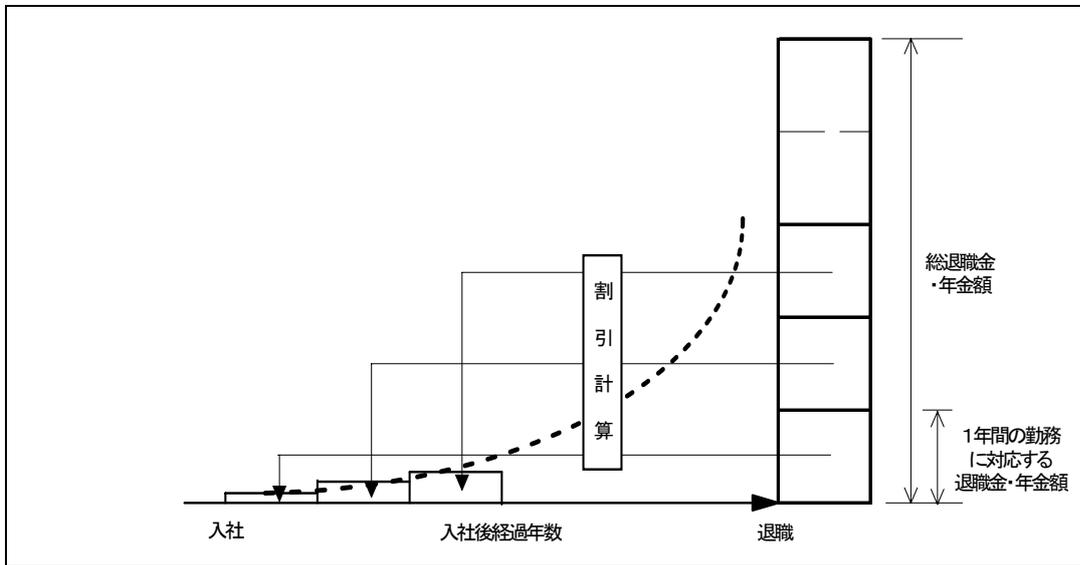
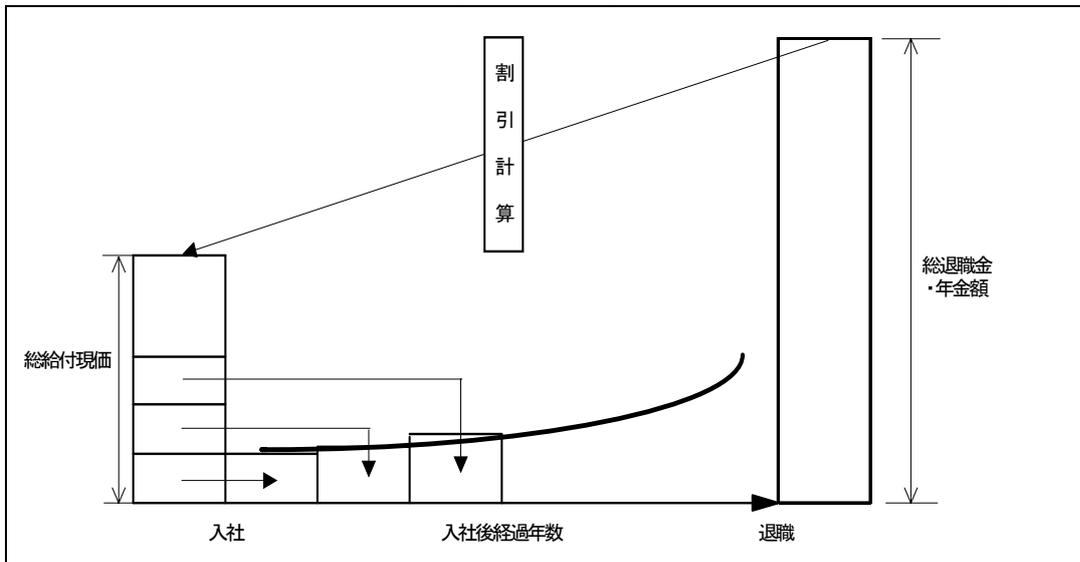


図2 加入年齢方式による、各従業員の退職給付コスト（現在勤務費用）の推移



[裏表紙に続く]